

平成 年 月 日

法人文書開示請求書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり請求します。

<p>法人文書の名称又は知りたい内容等 〔請求に係る法人文書が特定できるよう、具体的に記入してください。〕</p>	
<p>備考（希望があれば記入してください。） 〔①求める開示の実施の方法 ②本学の施設における開示の実施を求めるか、又は写しの送付を求めるかの別について記入してください。〕</p>	<p>①開示の実施方法 1 閲覧、 2 写しの交付、 3 その他（ ） ②希望する方に○を付してください。 イ本学の施設における開示の実施を求める（この場合、希望日を記入してください）。 平成 年 月 日（ ） 時 分 平成 年 月 日（ ） 時 分 ロ 写しの送付による開示の実施を求める。</p>

（以下は記入不要）

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	情報公開担当 (0994)46-4818
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円 × 件		円

屋体大総第 号
平成 年 月 日

法人文書開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

<p>開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別</p>	<p>1) 開示請求書に記載する方法で開示の実施ができる。 2) 開示請求書に記載する方法では開示の実施ができない。 実施ができない理由：</p>
<p>求めることができる開示の実施の方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額（減額又は免除に係る事項を含む。）</p>	<p>予想される開示実施手数料の額： 円</p>
<p>本学の施設において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択して記入してください。</p>	<p>1) 平成 年 月 日 () 時 分 2) 平成 年 月 日 () 時 分 3) 平成 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：</p>
<p>写しの送付の方法による開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額</p>	<p>準備に要する日数 日 郵送料の額 円</p>

- ① 不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。
- ② この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」（第10号様式）に記入し、情報公開担当まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示の実施の方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料である場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を提出する必要はありません。
- ③ 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納付するか、開示実施日までに送付するようお願いいたします（金額は、後日改めて連絡します。）。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

法人文書部分開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示できない部分及び開示できない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書に記載する方法で開示の実施ができる。 2) 開示請求書に記載する方法では開示の実施ができない。 実施ができない理由：
求めることができる開示の実施の方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額（減額又は免除に係る事項を含む。）	予想される開示実施手数料の額： 円
本学の施設において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択して記入してください。	1) 平成 年 月 日 () 時 分 2) 平成 年 月 日 () 時 分 3) 平成 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付の方法による開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日 郵送料の額 円

- ① この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して異議申立てをすることができます。
- ② 不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。
- ③ この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」（第10様式）に記入し、情報公開担当まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示の実施の方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料である場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を提出する必要はありません。
- ④ 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納付するか、開示実施日までに送付するようお願いいたします（金額は、後日改めて連絡します。）。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

法人文書不開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
開示しない理由	

- ① この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して異議申立てをすることができます。
- ② 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

法人文書開示決定延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	平成 年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	平成 年 月 日
延長の理由	

不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

法人文書開示決定特例延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	平成 年 月 日
相当部分を除いた決定期間を延長する残りの部分	
残りの部分に係る決定を延長する期間	日間
残りの部分に係る延長後の決定期限	平成 年 月 日
延期の理由	

不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel. 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（第13条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	
事案の移送先の独立行政法人等(行政機関の長)名及び担当	担 当 住 所 〒 電話番号 () -
事案を移送した理由	

不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

あなたに関する情報が記録されている法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定により開示の請求がありましたので次のとおり通知します。

については、この情報の開示の当否について御意見がある場合は、書面によりお知らせください。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
適用条項及びその理由	
請求年月日	平成 年 月 日
開示又は不開示の決定の予定年月日	平成 年 月 日
意見書提出先	鹿屋体育大学総務課 住所：〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 (電話番号：(0994)46-4818)
意見書提出期限	平成 年 月 日

不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。
なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものと判断いたします。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

第三者に係る法人文書開示決定通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

あなたに関する情報が記録されている法人文書の開示請求について、先に御意見をいただきましたが、このたび開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	平成 年 月 日

- ① この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して異議申立てをすることができます。
- ② 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL0994-46-4818）に御連絡ください。

平成 年 月 日

開示の実施方法の申出書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） -

平成 年 月 日付け屋体大総第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、次のとおり開示の実施を受けたいので申し出ます。

<p>開示の実施の方法</p> <p>開示・部分開示決定通知書に記載する「求めることができる開示の実施の方法」から選択して記入してください。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施の方法を記入してください。</p>	<p>1) 開示の実施の方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施の方法</p>
--	---

（以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>（開示の実施を求める部分）</p>
<p>イ 本学の施設において開示の実施を希望する。</p>	<p>（開示の実施を希望する日）</p> <p>平成 年 月 日（ ） 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>（写しの送付先（上記の住所又は居所と同じときは記入は不要です。））</p> <p>〒</p>
<p>エ 開示実施手数料の納付方法</p>	<p>1) 開示実施日に開示実施場所で納付する。</p> <p>2) 開示実施前までに送付する。</p>

開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料である場合に限る。）は、本書を提出する必要はありません。

平成 年 月 日

更なる開示の申出書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） -

平成 年 月 日付け屋体大総第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、平成 年 月 日に開示の実施を受けましたが、下記のとおり更なる開示実施を受けたいので、申し出ます。

<p style="text-align: center;">開示の実施の方法</p> <p>開示・部分開示決定通知書に記載する「求めることができる開示の実施の方法」から選択して記入してください。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施の方法を記入してください。</p>	<p>1) 開示の実施の方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施の方法</p>
---	--

（以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>（開示の実施を求める部分）</p>
<p>イ 本学の施設において開示の実施を希望する。</p>	<p>（開示の実施を希望する日）</p> <p>平成 年 月 日（ ） 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>（写しの送付先（上記の住所又は居所と同じときは記入は不要です。））</p> <p>〒</p>
<p>エ 開示実施手数料の納付方法</p>	<p>1) 開示実施日に開示実施場所で納付する。</p> <p>2) 開示実施前までに送付する。</p>

正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

屋体大総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

平成 年 月 日付けで異議申立てのありましたことについては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18条第2項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

異議申立てに係る 法人文書の名称又は 内容	
諮問した年月日	平成 年 月 日
諮問の内容	

不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel. 0994-46-4818）に御連絡ください。